# 「(仮称) 藤沢市パートナーシップ宣誓制度」(素案)

### 1 趣旨

「藤沢市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、一人ひとりの市民がお互いの人権を尊重し、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)をはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、パートナーシップ制度を創設するものです。

本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものでは ありません。

### ≪検討課題 I : 対象≫

この制度の対象を、一方又は双方がセクシュアル・マイノリティのみとするか、事実婚も対象とするかが、大きな課題です。

<u>素</u>案では、セクシュアル・マイノリティに限らず、事実婚も対象にしていま <u>す</u>。

### 【事実婚までを対象とする理由】

①県内の制度導入自治体の中では、セクシュアル・マイノリティ当事者から「宣誓することが本人の望まないカミングアウトにつながってしまうことの無いよう対象を幅広くしてほしい」と意見があり、対象としている。

②県内制度導入自治体6市のうち3市(横須賀市・鎌倉市・逗子市)においては、自治体間相互利用「の協定を締結しています。この協定では事実婚までを対象としていることから、制度を利用する方の利便性を考慮し、今後の協定締結を視野に入れ、対象としている。

#### [事実婚を対象としない自治体の理由]

人権の視点から,現行の婚姻制度では対象とならない方々を支援することを目的に導入したため,事実婚は対象としていない。

#### ★制度導入自治体の状況

事実婚を対象とする自治体 7 自治体(47 自治体中) うち県内自治体 4 自治体(6 自治体中)

#### 2 パートナーシップの定義

パートナーシップとは,互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いな がら継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係をいう。

<sup>1</sup> 自治体間相互利用:通常の場合,住所地の自治体でパートナーシップ制度を利用した方は、その自治体から転出する場合には交付された証明書等を返還し、転出先の自治体で新たに制度の申請等を行う必要がある。自治体間相互利用の協定を締結している自治体間で住所を異動する場合、転出前の自治体に継続する旨の届け出を提出することにより、転出前の自治体で交付された証明書等を、転出先の自治体で引き続き使用可能となる制度。

# 3 制度の概要

パートナーシップ宣誓制度は、セクシュアル・マイノリティなど同性・異性を問わず、パートナーシップにある二人が、両者の自由意思により、市長に対し互いを人生のパートナーであることを宣誓することにより、市長が宣誓の事実を公的に認めるものです。

## 4 宣誓者の要件

宣誓を行うことができる者は、次に揚げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること又は、一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内への転入を予定していること。(この場合、宣誓をした日から3か月以内に、市内に転入したことを証明する書類(住民票の写し等)を提出すること。)

# ≪検討課題Ⅱ:住所地の要件≫

住所地の要件は、自治体によって異なっています。

<u>素案では、双方が市民であること又は、一方が市民で他方が3か月以内に</u> 市内への転入を予定していることとしています。

### 【市民とした理由】

当制度の性質上、市の基本的又は重要な内部事務の取扱いを定める要綱での対応となるため、対象を市民とすることが適当であるため。

#### ★制度導入自治体の状況

- (7) 一方は必ず市内在住で他方が転入予定でも対象としている自治体 4 自治体(47 自治体中)うち県内自治体 2 自治体(6 自治体中)
- (4) 双方が市内に転入予定でも対象としている自治体 30自治体(47自治体中)うち県内自治体 4自治体(6自治体中)
- (ウ) 一方のみ市内在住又は転入予定で対象としている自治体 1 0 自治体(47 自治体中)
- (エ) 双方が市民 2 自治体(47 自治体中)
- (オ) 一方が市民 1 自治体(47 自治体中)
- (3) 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 双方の関係が近親者(直系血族,三親等内の傍系血族又は直系姻族)でないこと。

### ≪検討課題Ⅲ:養子縁組の取扱い≫

「双方の関係が近親者でないこと」としながらも、パートナーシップにある者同士が養子縁組をしている場合の取扱いは、自治体によって異なっています。

#### 【養子縁組をしていると対象にしない理由】

関係の重複を避けるため。養子縁組を解消した場合には対象とする。

〔養子縁組をしていても対象とする自治体の理由〕

宣誓等の制度がない状況で、やむを得ず養子縁組を結ぶカップルがいる状況を考慮しているため。

# ★制度導入自治体の状況

養子縁組をしていても対象とする自治体

17自治体(47自治体中)うち県内自治体 3自治体(6自治体中)

(3自治体は相互利用締結自治体)

## 5 宣誓に必要な書類

- (1) 現住所を確認できる書類(住民票の写し等)
- (2) 婚姻をしていないことが確認できる書類(戸籍抄本等)
- (3) 本人確認ができる書類(マイナンバーカード,運転免許証等)
- (4) その他市長が必要と認める書類 等

## 6 市が交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証カード(希望者のみ)

# 7 受領証の返還

宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、受領証を返還しなければならない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

#### 8 無効となる宣誓

- (1) 市長は、宣誓者の要件に反している又は宣誓書の内容に虚偽があったときは、宣誓は無効とする。
- (2) 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証の交付番号(受領証ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

#### 9 その他

- (1) 正当な理由がある場合は、通称名を使用することができる。
- (2) 市は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努める。